

もみの樹園 短期入所生活介護(予防)サービス

料金表(概算・1割負担の方)

1.保険給付費

令和6年4月1日

保険給付内サービス費	基本施設サービス費	算定項目 単位	要介護度	単位	介護報酬額	入居者負担 (介護報酬額の1割)
		併設型ユニット型 短期入所生活介護費(Ⅰ) 併設型ユニット型 短期入所生活介護費(Ⅰ) (1日につき)	要支援1	529単位	5,871	588
要支援2	656単位		7,281	729		
要介護1	704単位		7,814	782		
要介護2	772単位		8,569	857		
要介護3	847単位		9,401	941		
要介護4	918単位		10,189	1,019		
要介護5	987単位		10,955	1,096		
加算サービス利用料	項目	単位		介護報酬	入居者負担 (介護報酬額の1割)	
	送迎加算	1日	184単位	2,042	205	
	機能訓練体制加算	1日	12単位	133	14	
	看護体制加算(Ⅱ)	1日	8単位	88	9	
	若年性認知症入所者受入加算	1日	120単位	1,332	134	
	緊急短期入所受入加算(最大14日)	1日	90単位	999	100	
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	上記該当する合計×8.3%			左記の1割	
	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	上記該当する合計×2.7%			左記の1割	
	介護職員等ベースアップ等支援加算	上記該当する合計×1.6%			左記の1割	

- ・ 加算については計画として発生した場合や随時必要な事項が生じた際に加算されます。
- ・ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)・・・介護保険給付の総単位数合計に8.3%を掛けたものとして計算され、1割をご負担いただきます。
- ・ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)・・・介護保険給付の総単位数合計に2.7%を掛けたものとして計算され、1割をご負担いただきます。
- ・ 介護職員等ベースアップ等支援加算・・・介護保険給付の総単位数合計に1.6%を掛けたものとして計算され、1割をご負担いただきます。

2. 居住費・食費等

保険給付外サービス利用料	項目	摘要	単位	料金
	滞在費	第1段階～第4段階	1日	下記参照
	食費	第1段階～第4段階	1日	下記参照
	その他実費			
日用品・衣類・理美容代・行事・嗜好品代等・・・ご希望により承ります。				

居住費・食費の負担軽減について 介護保険負担限度額認定…所得の低い方の居住費・食費については負担の上限額(負担限度額)が定められ、費用負担が軽減されます。		負担額(1日)		介護度別保健サービス込み1日ご利用の金額						
				要支援	要支援	要介護	要介護	要介護	要介護	要介護
		滞在費	食費	1	2	1	2	3	4	5
第1段階	・生活保護受給者または老齢福祉年金受給者(世帯全員が住民税非課税)	820	300	1,708	1,849	1,902	1,977	2,061	2,139	2,216
第2段階	・世帯全員及び配偶者(世帯分離している場合を含む)が住民税非課税 ・本人の課税対象年金収入額+合計所得金額+非課税年金収入※ ¹ が80万円以下の方 ・本人の預貯金額等※ ² が650万円以下(配偶者がいる場合は夫婦合わせて1650万円以下)	820	600	2,008	2,149	2,202	2,277	2,361	2,439	2,516
第3段階①	・世帯全員及び配偶者(世帯分離している場合を含む)が住民税非課税 ・本人の課税対象年金収入額+合計所得金額+非課税年金収入※ ¹ が80万円超120万円以下 ・本人の預貯金額等※ ² が550万円以下(配偶者がいる場合は夫婦合わせて1550万円以下)	1,310	1,000	2,898	3,039	3,092	3,167	3,251	3,329	3,406
第3段階②	・世帯全員及び配偶者(世帯分離している場合を含む)が住民税非課税 ・本人の課税対象年金収入額+合計所得金額+非課税年金収入※ ¹ が120万円超 ・本人の預貯金額等※ ² が500万円以下(配偶者がいる場合は夫婦合わせて1500万円以下)	1,310	1,300	3,198	3,339	3,392	3,467	3,551	3,629	3,706
第4段階	負担軽減はありません	1,960	1,750	4,298	4,439	4,492	4,567	4,651	4,729	4,806

※¹遺族年金・障害年金は非課税年金です

※²対象とするもの…預貯金、投資信託、有価証券、その他現金、負債(一般的な金銭の借入、住宅ローン等)など
対象としないもの…生命保険、貴金属(時価評価額の把握が困難なもの)など

境界層とは…事前に福祉事務所への生活保護申請をされ、本来の利用者負担を適用すると生活保護が必要な状況となるが、より負担の低い基準を適用することで生活保護を必要としない状況となる方。(福祉事務所にて境界層の認定をおこないます)

当施設は「社会福祉法人等による利用者負担軽減事業」の実施届出を東京都並びに事業所所在地である新宿区に行っています。本事業の対象者は、区市町村民税世帯非課税であって生計が困難であると区市町村が認めた方及び生活保護受給の方で、区市町村から「確認証」の交付を受けている方です。(※軽減軽減の要件や申請方法につきましては、直接各保険者の介護保険課窓口にお問い合わせください。)

- ・ その他実費、加算を別途ご負担頂きます。
- ・ 介護度別保険サービス込み1日ご利用の金額に、ご利用日数をかけた費用+加算合計額+実費分をお支払い頂きます。